

## たばこによる健康被害防止対策（受動喫煙防止）について

30年度の検討ポイント  
(第3回委員会から引き継ぎ)

がんによる死亡率が平成9年以来、連続して全国ワーストになっているほか、脳血管疾患、心疾患による死亡率が高い状況が続いている本県においては、県民の健康を第一に考え、受動喫煙は、健康に重大な影響を及ぼすものであるという共通認識のもと、取組を進める必要がある。

### 【基本的な考え方のポイント】

- 多数の者が利用する公共の場における受動喫煙を防止するため、各主体の責務、役割や環境整備等に関して、枠組みや目標を明確にするべきではないか。
- 特に受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所については、利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止する取組を進めるべきではないか。
- 受動喫煙による健康影響を受けやすい未成年等については、自らの意思で避けることのできない受動喫煙にさらすことのない環境づくりの徹底を図るべきではないか。
- 県民をたばこによる健康被害から守るために、法律以上の規制が必要ではないか。

施設の類型 例：小・中学校、高等学校、保育所、幼稚園、大学、医療機関、児童福祉施設、行政機関、バス、タクシー、航空機、老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道

規制の内容 例：敷地内禁煙（屋外喫煙所設置不可 / 設置可）  
屋内禁煙（喫煙専用室設置不可 / 設置可）

30年度の検討ポイント  
(第4回委員会)

- 第3回検討委員会では、県独自の対策を進めるべき、法律どおりの対策を進めたい、未成年者は特に受動喫煙から守る環境が必要である等の御意見をいただいたところである。  
第4回検討委員会では、具体的な対策のあり方について御意見をいただきたい。
- 基本的なポイントに基づき、利用する「人」や施設等の「場所」の観点で、受動喫煙を防止するための環境はどうあるべきか？

○ 例えば、次の種類の施設について、「敷地内禁煙」、「建物内禁煙」、「分煙(喫煙専用室)」等、どのような対策が必要か。

- ①小・中学校、高等学校
- ②保育所などの児童福祉施設、幼稚園
- ③大学
- ④社会福祉施設(②の児童福祉施設を除く)
- ⑤医療機関
- ⑥行政機関(国機関、市役所、町村役場など)
- ⑦民間の会社や事務所など
- ⑧飲食店(⑨の飲食店を除く)
- ⑨スナックやバーなど、主に酒類を提供する飲食店
- ⑩コンビニ、スーパーなどの店舗
- ⑪旅館、ホテルなど(客室部分を除く)
- ⑫運動施設(体育館、スポーツ施設など)
- ⑬観光施設
- ⑭駅、バス停(待合のための建物内)
- ⑮列車、バス、タクシーなど
- ⑯公園、遊園地、道路(通学路)など
- ⑰イベントや大会などの会場
- ⑱その他対策が必要な施設等 ( )

【参考】健康増進法改正と東京都条例		
施設の類型	健康増進法改正	東京都条例
小・中学校、高等学校	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)
保育所、幼稚園		
大学		敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
医療機関		
児童福祉施設		
行政機関		
バス、タクシー、航空機		
上記以外の多数の者が利用する施設(例)老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	【経過措置】既存飲食店で客席面積100㎡以下、かつ、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は標識の掲示により喫煙可	従業員を使用していない飲食店は、禁煙・喫煙を選択することができる。